



女性に対する暴力をなくす運動

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

女性に対する暴力は、心身に重大な影響を与え、著しく人権を侵害する行為です。また、暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

期間中に限らず、日頃から暴力をなくす意識を持ち、みんなが幸せに暮らせる社会を目指しましょう。



問い合わせ

企画課男女共同参画担当(名寄庁舎 3階)

☎ 01654③2111 (内線3305)

✉ ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口

ドメスティック・バイオレンス

D・Vとは、配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為です。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含まれます。

相談窓口	所在地	電話番号
母子・父子自立支援員	名寄市役所名寄庁舎 2階 こども未来課内	☎01654③2111 (内線3229)
名寄市消費生活センター	駅前交流プラザ 「よろーな」2階	☎01654③2111 (内線3616)
名寄警察署相談係	名寄警察署	☎01654②0110
警察相談専用電話	北海道警察旭川方面本部 警察相談センター	☎ #9110
北海道立女性相談援助センター	北海道立女性相談援助センター	☎011-666-9955
D・V相談ナビ	内閣府男女共同参画局	☎0570-0-55210

テレビ視聴に関する重要なお知らせ

12月14日(木)から名寄市の一部地域で、携帯電話事業者による新しい電波の利用が開始されます。新しい電波の利用開始に伴い、テレビ映像に影響の出る恐れのあるご家庭には、事前にチラシが配布されます。

影響が出た場合は、一般社団法人700MHz利用推進協会にて回復作業を行いますので、コールセンターまでご連絡ください。なお、工事に関する費用は700MHz利用推進協会が負担し、費用を請求することは一切ありません。

どうして新しい電波の利用を開始するの？

近年普及しているスマートフォンなどで高品質な通信サービスが求められており、新しい電波が必要となるためです。



どうしてテレビに影響を与えるの？

携帯電話の新しい電波が地上デジタルテレビ放送に近い周波数を利用するため、旧型のアンテナ設備などに影響が出ることがあります。テレビアンテナで受信している地上デジタルテレビ放送は、映像にノイズなどが発生する場合があります。

テレビ映像の回復作業について

回復作業は、協会指定の工事業者が視聴者のご自宅へ伺います。視聴者のご了承のもと、室内でテレビ映像の確認などを行います。



詐欺にご注意ください

回復作業の費用は一切かかりません。また、費用を請求することはありません。工事業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携帯しています。不審に思われた場合は提示を求め、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ

一般社団法人700MHz利用推進協会テレビ受信障害対策コールセンター

フリーダイヤル ☎0120-700-012 / I P 電話 ☎050-3786-0700 / 受付時間 9時~22時(土日・祝祭日含む)